

市広聴第 353 号  
平成 26 年 6 月 4 日

認定NPO法人ホテルのふるさと瀬上沢基金  
理事長 角田 東一 様

横浜市長 林 文子



上郷開発都市計画提案について (回答)

さきに陳情(平成 26 年 5 月 12 日)のありましたことについて、次のとおりお答えします。

栄区上郷猿田地区における都市計画提案については、平成 26 年 1 月 17 日の提案受理後、3 月 23 日、24 日に提案説明会、5 月 20 日には提案公聴会を開催しました。

都市計画提案の評価にあたっては、将来のまちのあるべき姿を見据えつつ、都市計画の決定又は変更をする必要があるか否かを判断していくこととなります。

当該開発予定地にある「上郷深田遺跡」は、周知の埋蔵文化財包蔵地であり、開発などを行う場合は、文化財保護法に基づき事前の届出が事業者には義務付けられています。

この遺跡を含めた埋蔵文化財の包蔵地の開発がされる場合は、本市としては、現地を確認のうえ、必要に応じ調査などを開発業者の協力のもとに進めていきます。

上郷地区を含め市内のまとまりのある緑は、できるだけ多く保全されることが望ましいと考えており、これまでも、緑地保全制度による樹林地の指定について、地権者の皆様に働きかけを行ってきました。

今後も、地権者や市民の皆様のご協力を得ながら、緑の保全に取り組んでいきます。

この旨ご了承いただき、貴会の皆様によりしくお伝えください。

(担当)

建築局 都市計画課

電話: 045-671-2657 FAX: 045-664-7707

教育委員会事務局 生涯学習文化財課

電話: 045-671-3284 FAX: 045-224-5863

環境創造局 政策課

電話: 045-671-4214 FAX: 045-641-3490

特定非営利活動法人ホテルのふるさと瀬上沢基金

理事長 角 田 東 一 様

横浜市会議長

佐 藤 祐 文



陳情の処理結果について（通知）

平成26年5月12日受理いたしました陳情書につきましては、議員へ配付するとともに、関係局に照会いたしました。その結果、次のとおり回答を受けましたので、これを送付いたします。

---

陳情第10号(付託外) 栄区上郷猿田地区の都市計画提案における区域区分の変更等の件

- 1 栄区上郷猿田地区における都市計画提案については、本年1月17日の提案受理後、3月23、24日に提案説明会、5月20日には提案公聴会を開催しました。

都市計画提案の評価に当たっては、将来のまちのあるべき姿を見据えつつ、都市計画の決定又は変更をする必要があるか否かを判断していくこととなります。

- 2 (製鉄遺跡について)

当該開発予定地にあります上郷深田遺跡は、周知の埋蔵文化財包蔵地であり、開発等を行う場合は、文化財保護法に基づき事前の届出が事業者には義務付けられています。

この遺跡を含めた埋蔵文化財の包蔵地の開発がされる場合は、教育委員会としては、現地を確認の上、必要に応じ調査等を開発業者の協力のもとに進めていきます。

(猿田谷戸・深田谷戸の現状保全等について)

上郷地区を含め市内のまとまりのある緑は、できるだけ多く保全されることが望ましいと考えており、これまでも、緑地保全制度による樹林地の指定について、地権者の皆様に働きかけを行ってきました。

今後も、地権者や市民の皆様の御協力を得ながら、緑の保全に取り組んでいきます。